

大山地域公共施設複合化事業 [リーディングプロジェクト]

募集要項等に対する質問の回答
(第2回)

令和2年12月

富山市

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
1	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	既存什器備品 等引越業務	7	No. 34						『図書の引越業務については、梱包資材の用意から梱包、搬出、搬入、開梱、配架等、引越業務にかかるすべての業務が業務範囲です。』とのご回答ですが、引越対象の図書等に対する、図書館システム用のICタグの貼り付けやその他図書館用の装備の実施などの作業は事業者の業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	様式1-2-4-2費 用内訳書(c 維 持管理費内訳 書)	10	No. 59						『「6. その他経費」等、適切と判断される欄に計上してください。』との回答ですが、「6. その他経費」は様式1-2-4-2費用内訳書(a-1 施設整備費内訳書)の項目であり、本様式の「その他関連業務」等、適切と判断される欄に計上してよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	様式1-2-4-3 サービス対価支 払計画表(b サービス対価B 支払計画表)	11	No. 61						「サービス購入費Bの割賦支払金についても…」とありますが、サービス購入費Bは「本施設の維持管理業務及び当該業務に係る統括管理業務を遂行する対価」であり、本様式の各回の「維持管理費」欄に計上する金額は、「様式1-2-4-2 費用内訳書(c 維持管理費内訳書)」の金額(令和5年度以降は年間の維持管理費を四等分した金額)と整合させるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問内容だけでは分かりかねますが、様式1-2-4-3 サービス購入費B支払計画表(b サービス購入費B支払計画表)」の各回の「維持管理費」欄に記載する金額は、令和5年度以降は元利均等で、すべて同額となるようにしてください。 なお、具体の計算方法は、選定後に金融機関等のお考えも含め、協議により決定します。
4	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	サービス購入費 の算定方法 (サービス購入 費A)	14	No. 79						「令和3年度の出来高については、設計100%・建設20%を上限」とありますが、統括管理業務に係る費用やSPCの開業関連費・運営費については、令和3年度分に発生した費用100%になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	サービス購入費 の算定方法 (サービス購入 費A)	14	No. 79						「令和3年度の出来高については、設計100%・建設20%を上限」とありますが、「事前調査費」は、設計と同様に100%になるとの理解でよろしいでしょうか。	各年度に実施した事前調査に要する費用(事前調査費)は、当該年度にすべてお支払いする想定です。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
6	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	サービス購入費 の算定方法 (サービス購入 費A)	14	No. 79						「令和3年度の出高については、設計100%・建設20%を上限とし、下限は定めません。」とありますが、設計の出来高が100%である場合、建設一時金として支払われるのは、全体の設計費のうち「地域交流センター部門及び図書館部門」に係る設計費相当額であり、「行政サービスセンター部門」に係る設計費相当額は割賦支払金に含まれるのと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	サービス購入費 の算定方法 (サービス購入 費A)	15	No. 81						「市が出来高を確認し、建設一時金の対象が支払い対象となります。」とありますが、設計・建設期間中の「統括管理業務費用」及び「SPC開業関連経費」は、サービス購入費Aに係る建設一時金の支払い対象になるとの理解でよろしいでしょうか。建設一時金の支払い対象となる場合、当該費用を証明できる委託契約書や請求書・領収書等の写しを出来高明細書として添付すれば、よろしいでしょうか。	「統括管理業務費用」は建設一時金の支払い対象、「SPC開業関連経費」は割賦の支払い対象と想定しておりますが、詳細については契約時に協議し、決定することとします。 また、当該費用の証明・確認方法についても、協議とします。
8	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	サービス購入費 の算定方法 (サービス購入 費A)	15	No. 82						「適正な費用を、会計基準に合致するよう計上ください。」とありますが、令和3年度分の統括管理業務に係る費用やSPCの開業関連費・運営費は、出来高(建設一時金)として100%全額お支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、統括管理業務に係る費用やSPCの開業関連費・運営費の出来高については、(b)の割合を乗じた金額ではなく、発生した金額100%になるとの理解でよろしいでしょうか。	No.7を参照してください。
9	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	サービス購入費 の算定方法 (サービス購入 費A)	15	No. 84						「本施設全体に係る費用単価は、本施設の①設計費、②工事監理費、③建設費、④統括管理費の合計」とありますが、様式1-2-4-2 費用内訳書「a-1 施設整備費内訳書」に計上する「事前調査費」は含まれないのでしょうか。	第1回回答No.84における「①設計費」は、事前調査費も含めたものです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	項目						
10	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	サービス購入費 の算定方法 (サービス購入 費A)	15	No. 84					「本施設全体に係る費用単価は、本施設の①設計費、②工事監理費、③建設費、④統括管理費の合計」とありますが、「③建設費」は、様式1-2-4-2 費用内訳書「a-1 施設整備費内訳書」に計上する「建設工事費(外構工事費を除く)」と「共通費(外構工事費分を除く)の合計額になる」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	サービス購入費 の算定方法(消 費税等相当額)	16	No. 89					「繰延基準の廃止を見込んだサービス購入費の支払いを想定していますので、事業者側で負担してください。」とありますが、割賦元金総額に係る消費税及び地方消費税額は、サービス購入費Aの建設一時金の支払時期に一括して支払われず、事業期間にわたり割賦金の支払時期にそれぞれ消費税及び地方消費税が加算されて、支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	支払方法(サー ビス購入費A)	17	No. 92					「原文のままとし、割賦支払金の月当たり額は、支払い予定額を指定期間の月数で按分して求め、支払は第1回を除き四半期単位で行います。」とありますが、事業仮契約書(案)P46に「第1回目の支払い(令和5年3月)ではひと月分の利息を支払い、残りの15年間は元利均等償還方式で算出される割賦金利を加えた額を割賦支払いとする。」と明記されていることから、第1回は1ヵ月間分の利息のみの支払い、第2回から第61回は3ヶ月毎に年4回の元利均等方式で算出された金額の支払いになるとの理解でよろしいでしょうか。(各回の利息計算期間が1ヶ月間となると、3ヵ月毎、年4回支払いの元利均等方式で計算することができないことから、上記の支払方法を認めていただけないでしょうか。)	ご質問内容だけでは分かりかねますが、第2回から第61回は、元利均等で、すべて同額となるようにしてください。 なお、具体の計算方法は、選定後に金融機関等のお考えも含め、協議により決定します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
13	募集要項等 に対する質 問の回答 (第1回)	支払方法(サー ビス購入費C- 1)	17	No. 94							「原文のままとし、割賦支払金の月当たり 額は、支払い予定額を指定期間の月数で 按分して求め、支払いは第1回を除き四半 期単位で行います。」とありますが、事業仮 契約書(案)P46に「第1回目の支払い(令 和5年3月)ではひと月分の利息を支払い、 残りの15年間は元利均等償還方式で算出 される割賦金利を加えた額を割賦支払いと する。」と明記されていることから、第1回は 1ヵ月間分の利息のみの支払い、第2回か ら第61回は3ヶ月毎に年4回の元利均等方 式で算出された金額の支払いになるとの理 解でよろしいでしょうか。(各回の利息計算 期間が1ヶ月間となると、3ヵ月毎、年4回支 払いの元利均等方式で計算することができ ないことから、上記の支払方法を認めてい ただけないでしょうか。)	No.12を参照ください。
14	募集要項	リスク分担表	24	別 紙 1							施設等の消失等のリスク分担につい ては、SPCによる善管注意義務を前提とし て、相手方が特定できるものについては、 その者(本市職員の場合は本市)の帰責事 由によるものとなりますが、相手方が特定 できないものについては、その損害の大小 によって負担者を分担することとなります。 大規模修繕が必要な場合は市が費用負 担することとし、それ以外はPFI事業者の費 用負担とします。 また、後段については、本施設内に配置・ 保管している各種書類などを指します。	
15	要求水準書	要求水準の変 更事由	7	1	8	1					COVID-19による影響は、要求水準の変更 事由に該当するという認識でよろしいです か。	新型コロナウイルス感染症(COVID-19) については、既に発生しているため、原則 として要求水準の変更事由には当たりませ んが、発生する事象等により、特別な業務 内容が一定期間必要なとき又は業務内容 が著しく変更される場合には、要求水準を 変更する場合があります。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
16	要求水準書	インフラ整備状況	8	2	1	3				インフラ敷設状況についてインフラ管理者に確認した結果、正確な位置・深さ等が明確でないことが判明した場合、貴市と協議により追加調査費用を増額いただけますか。	インフラ敷設状況の確認は民間事業者の判断に委ねています。追加調査を実施した場合は民間事業者の負担とします。
17	要求水準書	施設構成	9	2	2	1				施設画上必要となる電気室(機械室)は、事業仮契約書案P.45.別紙5.3(1)サービス購入費Aの共用部として、本施設延べ床面積に含まれると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	諸室計画	13	2	3	3	(1)	a	(c)	要求水準書には将来の職員数の変化や住民のニーズの変化に対応できるようにOAフロアなど…と記載があります。また、別紙4の行政サービスセンター執務室の特記事項にはフリーアクセスフロアとする。と記載があることからOAフロアの必須範囲は、職員数の変化に関係する執務室のみの理解で宜しいでしょうか。	執務室だけでなく、図書館の開架部分や事務室はOAフロアとしてください。その他、明確にOAフロアと記載されていない諸室であっても、必要に応じて、室内の円滑な移動や安全性などの機能に支障がないように考慮の上、計画・提案してください。
19	要求水準書	諸室計画	13	2	3	3	(1) (2) (3)	a		3部門各所にブラインド設置の記載がありますが、ブラインドの機能である日射、日照調整機能に付加する機能を有するものであれば、必ずしもブラインドにこだわることなく、提案項目として挙げることは支障ありませんでしょうか。	ブラインドが有する日射・日照を調整する「調光」や、外からの風を室内へ採り入れる「調風」などの機能を満足できる場合に限り、その代替品による提案も可能とします。
20	要求水準書	諸室計画	15	2	3	3	(1)	c		多目的室[機能]項目に多目的室内に机や検診物品等を格納する収納庫を設けることとあります。 また、別紙6の多目的室には壁付収納棚とW862×D470×H2,050が2台記載されています。 この収納庫と壁付収納棚は収納目的から重複しておりませんか。 重複していないとなれば、備品2台の格納品をご教示ください。	収納庫には机や大型の検診物品など、壁付収納棚には小型の検診物品や書類等を格納する想定です。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
21	要求水準書	諸室計画	15	2	3	3	(1)	d		<p>倉庫(120㎡程度)[機能]に備品等の保管に使用すると記載が有り、別紙5什器備品として書庫52台の記載があります。書庫(100㎡程度)の[機能]には書類等の保管を目的として記載がありますが、倉庫内の備品書庫との収納物の違いをご教示ください。</p> <p>また、倉庫、書庫には台車での利用ありの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>倉庫及び書庫に保管する収納物の詳細については現時点で未定です。</p> <p>なお、後段についてはお見込みのとおりです。</p>	
22	要求水準書	諸室計画	17	2	3	3	(2)	b		<p>多目的ホール[機能]電動スクリーン(150インチ程度)を設置と記載があり、また、P26(9)では映写照射スクリーンの設置が要求されています。両スクリーンは同じものを指し、電動格納(巻取り)する理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、ステージ背面に国旗や看板等吊り下げるバトン吊り金物は設置不要で宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、お見込みのとおりです。</p> <p>後段については、要求水準書別紙6「器具備品一覧」に記載のとおり、幕類のほか、昇降式の美術バトン等の吊りもの一式の設置を必須としています。</p>	
23	要求水準書	諸室計画	19	2	3	3	(3)	a	(b)		<p>ブックポストの位置として、サブエントランス附近の建物外部…と明示されています。100冊以上収納、24時間返却可能、雨水侵入無しの機能を満たしておれば、メインエントランス附近に設置しても宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準に記載の要件を満たす場合に限り、メインエントランス付近に設置することを認めることとします。</p> <p>なお、ブックポストについては、図書館職員がいずれかの諸室内からではなく、共用部から本の取り出しを行うことができるよう、取り出し口の位置に留意してください。</p> <p>また、いずれに設置する場合でも、ブックポストであることが容易に判別できるようサインを設けてください。</p>
24	要求水準書	諸室計画	20	2	3	3	(3)	b		<p>開架室[機能]開架資料数約40,000冊(うち、児童書約15,000冊程度)と記載があります。什器には、一般書架3万冊閲覧可能、児童図書1万冊閲覧可能、絵本架4千冊閲覧可能の合計44,000冊になります。</p> <p>収納冊数は水準書に記載ある児童書15,000冊を含め約40,000冊を正の理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>開架資料数は、児童書・絵本約15,000冊を含め、計約40,000冊程度を基本としますが、時季により数量が一定程度変動することから、書架は一般書架・児童書架・絵本架を合わせ、最大約44,000冊閲覧可能なものを要求水準としています。</p>	

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
25	要求水準書	諸室計画	20	2	3	3	(3)	b		<p>No.26と関連しまして、開架冊数に10% (4,000冊)の差異があります。ご回答で備品の収納冊数44,000冊が正になりましたら、設計段階の調整に於いて差異4,000冊分の書架約20台の本体及び、設置対象床面積約100㎡分は、設計時に増減対象項目として、調整させていただくことを想定して宜しいでしょうか。</p> <p>若しくは、開架室要求面積300㎡を目処に収容什器、書籍量の減調整・見直しにご協力頂くことを想定して宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準書別紙5「什器備品一覧」に記載のとおり、書架は一般書架・児童書架・絵本架を合わせ、最大約44,000冊閲覧可能なものを要求水準としています。(No.24も参照してください。)</p>
26	要求水準書	諸室計画	21	2	3	3	(4)			<p>多目的トイレ[機能]子ども用便座の記載あります。便座は子どもの排便目的としてトイレ内洋便器に子ども用便座を被せて使用できる補助便座の理解で宜しいでしょうか。</p> <p>若しくは、多目的トイレに多く採用されている、同行大人の排便時子どもを着座させておくベビーチェアのことでしょうか。</p>	<p>子ども用便座は、子どもの排便目的としてトイレ内洋便器に子ども用便座を被せて使用できる補助便座を指します。</p> <p>また、乳幼児等に配慮した多目的トイレとして、子ども用便座のほか、大人の排便時に子どもを着座させておくベビーチェアもあわせて設置されることが望ましいと考えます。</p>
27	要求水準書	諸室計画	21	2	3	3	(4)			<p>女性用トイレにはパウダーコーナーを備えることと記載があります。パウダールームとしての個室形態ではなく、手洗いに付随した設えで化粧照明を主にした鏡と照明設備の認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>パウダーコーナーとしての機能が確保されることを前提とし、その形態は民間事業者の提案に委ねます。</p>
28	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	22	2	3	4	(1)	b		<p>「別紙7公用車リスト」による屋根付き車庫(積雪対応)は、事業仮契約書案P.45.別紙5.3(1)サービス購入費Aの共用部として、本施設延べ床面積に含まれると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>提案内容により異なるため、一律にはお答えいたしかねますが、市では、本施設と車庫は別棟を想定しており、本施設延べ床面積には含まず、費用としては、サービス購入費Aの外構費とすることを想定しています。</p>
29	要求水準書	外構計画(車両用スペース)	22	2	3	4	(1)	b		<p>公用車、公用車タイヤ45本を格納するスペースとありますが、タイヤについては、公用車車庫内上部棚を設置し収納する考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>収納の容易性や作業の効率性が確保できる場合に限り、公用車用タイヤについて、公用車車庫上部棚への収納を前提とする提案も可能とします。</p>

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
30	要求水準書	外構計画(駐輪場)	22	2	3	4	(2)			駐輪場は、事業仮契約書案P.45.別紙5.3(1)サービス購入費Aの共用部として、本施設延べ床面積に含まれると考えでよろしいでしょうか？	提案内容により異なるため、一律にはお答えいたしかねますが、市では、本施設と駐輪場は別棟を想定しており、本施設延べ床面積には含まず、費用としては、サービス購入費Aの外構費とすることを想定しています。
31	要求水準書	外構計画(敷地内排水設備)	22	2	3	4	(3)			現状の敷地内にあります南北の水路が敷地内雨水を集中的に排水する計画のように見えます。 近年、短時間集中豪雨が多発しておりますが、その際にこの水路から水が吐ききれずに駐車場に溢れていたような現象は生じておりませんか。状況をご教示ください。	ご質問のような事象が生じた事実は承知していません。
32	要求水準書	基本方針	24	2	4	1	a			構造基本方針として可能な限り行政サービスを継続して提供できることを目指す、とあります。これは『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準』分類Ⅱ類の建築物は、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものの定義に沿うものとしてⅡ類にされている理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	電気設備(自家発電設備)	25	2	5	2	(5)			燃料について、貴市からの指定はございますか。	燃料に関する指定はありませんが、経済性のほか、調達や維持管理が容易なものとしてください。
34	要求水準書	電気設備(テレビ共同受信設備)	26	2	5	2	(8)	b		エントランス・ホワイエのテレビは…富山市議会の中継視聴可能なものと記載があります。視聴可能内容からしますとメインエントランス近傍待合スペースでは視聴必要と理解しますが、宜しいでしょうか。 また、ホワイエは多目的ホールに付随するものと想定しておりますが、ホワイエには富山市議会中継視聴は不要と考え、テレビ端子も不要の理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
35	要求水準書	電気設備(入退 管理設備)	26	2	5	2	(11)				入退館の管理が行えるようにとありますが、警備保障端末による管理としてよいでしょうか。 また、施設閉館時の施錠は当直者が行い、手動の各所施錠方法の理解で宜しいでしょうか。	現在の職員証(ICカード)による入退管理が可能である場合には、警備保障端末による管理とする提案も可能です。 なお、入退管理における解施錠はすべて現在の職員証(ICカード)により自動的に行われる必要があります。(別紙18「富山市役所本庁舎入退館管理システム」を参照してください。)
36	要求水準書	その他	28	2	5	7	b				ゴミ置場は「富山市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」に準拠することが最低基準とのことですが、施設内に設置するいわゆる「ゴミ庫」のようなものは設置義務はないという認識でよいでしょうか。	施設内に一時的にごみを保管するための諸室を設置する必要はありません。
37	要求水準書	事前調査業務	39	5	2	1	(1)	c			「事前調査を実施し、結果を市に報告すること」とありますが、調査結果によりPCB/アスベストの存在が確認された場合は、dにより対策費の見積を貴市に提出することで、必要解体費の増額を受けられるものと考えてよろしいでしょうか。	アスベスト対策及びPCB混入機器処理については、本事業の業務範囲外です。 なお、事前調査によりこれらの存在が明らかとなった場合には、PFI事業者から提出された見積書を参考に、市が別途契約することとなります。
38	要求水準書	事前調査業務	39	5	2	1	(1)	d			照明等にPCBが含まれていた場合、その後の処理(保管も含め)は別途工事としてよろしいでしょうか。	PCB混入機器が発見された場合については、事業用地内に保管するための費用はPFI事業者の負担とします。なお、その後の指定の保管場所への移動及び処分に要する費用は市の負担とし、市が別途契約することとなります。
39	要求水準書	解体撤去業務	42	5	2	1	(3)	b			「PCB混入機器が発見された場合、事業地内に適切に保管すること」とありますが、PCB特措法の「譲渡し及び譲受けの制限」から、施設解体中に発生したPCB含有機器の保管・処分責任は貴市にあり、事業者は貴市と協議の上、適切な保管場所を設置するまでを業務範囲とする考えでよろしいでしょうか。この場合、保管場所の設置費用は追加工事費として考えてよろしいでしょうか？	No.38を参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答	
			頁	項目								
40	要求水準書	既存什器備品 等引越業務	53	8	2	(2)	a				書類の移設について、梱包資材の用意と移設作業はPFI事業者にて行い、梱包と開梱は市職員の作業という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書	修繕業務(要求水準)	62	9	2	3	(3)	a			長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書は、施設状況に応じて、適宜見直されるものと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。建物や設備の状況に応じて適宜、計画内容に追加、中止、前倒し、延期等の見直しを行います。
42	要求水準書	修繕業務(要求水準)	62	9	2	3	(3)	c			修繕計画項目のうち、施設状況を確認の上、市の了承のもと実施しない項目があった場合、長期修繕計画書及び事業期間修繕計画書の修正により、翌年度以降の修繕計画に反映させることで、施設実態に応じた効率的な修繕が実施できると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
43	要求水準書 別紙5	什器備品一覧	4								倉庫の整理棚 W1300XD6075XH2080のD6075は間違いありませんでしょうか。W2500XD1000XH2200のW2500は間違いありませんでしょうか。単体品としては大き過ぎる気がします。数量も全部で32台あり、要求水準書に記載されてる面積では、他にも引越備品もあり到底納まりません。寸法の確認をお願いします。	備考欄に記載のとおり、「数量寸法は部屋の形状により調整可」ですので、適切な什器備品を提案してください。
44	要求水準書 別紙17	図書館レイアウト等方針	2								除籍資料(段ボール100箱程度)を置くスペースを確保すること。と記載されていますが、可動式書架35,000冊に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	可動式書架とは別に、除籍資料を一時保管するスペースを確保してください。
45	要求水準書 別紙17	図書館レイアウト等方針	2								閉架図書の配架は開架図書と同じ方法でよろしいでしょうか。	閉架図書については、別紙17「図書館レイアウト等方針」の3(5)アを基本とし、一般書及び児童書は3(1)イのとおり、絵本はタイトルの五十音順でそれぞれ配架してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
46	提案審査 様式集Ⅲ	様式1-2-4-2 費用内訳書(a-2 サービス購入費 内訳書)								「■工事出来高の1. 施設整備費(サービス 購入費A(うち一括払い))」の出来高割合 は行政センターを含めた全体の年度出来 高割合(一体の建物であるため部門別出来 高は算定しない)とし、金額は当該全体出 来高を事業契約別紙4.3「サービス購入費 の算定方法」に従い本体延床面積比で案 分した金額とすると理解してよろしいでし ょうか。	お見込みのとおりです。
47	提案審査 様式集Ⅲ	様式1-2-4-2 費用内訳書(a-2 サービス購入費 内訳書)								■各年度の支払い額の計算における令和 3年度の備考の工事出来高①とは、■工事 出来高の1. 乃至3. の令和3年度出来高 部分…①の合計との理解でよろしいでし ょうか。	お見込みのとおりです。
48	提案審査 様式集Ⅲ	様式1-2-4-2 費用内訳書(a-2 サービス購入費 内訳書)								■各年度の支払い額の計算における令和 3年度の備考の工事出来高①とは、■工事 出来高の1. 乃至3. の令和3年度出来高 部分…①の合計と仮定し、かつ同様式の ■工事出来高が建設一時金のみを集約し た表である場合、■各年度の支払い額と は、建設一時金にかかる各年度の支払い 額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	事業契約書 (案)	支払手続(サー ビス購入費B)	50	5	(2)					業務報告書(月報)を提出後、市がモニタ リングを実施し、結果を通知後に請求書提出 となっています。 修繕計画にもとづく当該年度の修繕実施状 況の確認は、毎月の事業報告書での報告 と考えてよろしいでしょうか？	事業者より提出される業務報告書(月報) 及び随時業務報告書による確認のほか、 必要に応じて、現地調査等により、記載事 項の事実の確認を行います。
50	事業契約書 (案) 別紙5	サービス購入費 の構成	44	2						設計・建設期間中の「統括管理業務費用」 及び「SPC開業関連経費」は、サービス購 入費Aに係る建設一時金の支払い対象に なるとの理解でよろしいでしょうか。建設一 時金の支払い対象となる場合、令和3年度 分の出来高確認資料として、当該費用の発 生を証明できる業務委託契約書や請求書・ 領収書等の写しを提出すれば、よろしいで しょうか。	No.7を参照してください。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
51	事業契約書 (案) 別紙5	支払方法	47	4						事業契約書(案)P47に「注: サービス購入費D に関して大山堅穴住居跡展示館を令和3~4 年度に解体撤去した場合は、当該費用を当該年度末に支払う。」とありますが、令和3年度中に解体撤去した場合は、当該費用を令和4年3月末に全額請求できる(令和4年4月に支払われる)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	事業契約書 (案) 別紙5	支払方法(サー ビス購入費A)	48	4	(1)	2)				「割賦支払金の月当たり額は、支払予定額を指定期間の月数で按分して求め」とありますが、第1回は1か月分の利息のみを支払い、第2回からは支払い回数が60回であることから、各回(各四半期)の支払額は実態に合わせ、15年間180回の元利均等償還方式で算出された金額(月当たり額)の3か月分ではなく、15年間60回の元利均等償還方式で算出された金額を支払うという考えでよろしいでしょうか? 毎月180回按分払い金額(180回元利均等償還による毎回金額)の3か月分合計で算出される金額は、毎月の元利払いを前提としたものなので、3か月に1回支払いの本事業に適用することはできないと考えます。	ご質問内容だけでは分かりかねますが、第2回から第61回は、元利均等で、すべて同額となるようにしてください。 なお、具体の計算方法は、選定後に金融機関等のお考えも含め、協議により決定します。

No.	対象資料 文書名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	項目							
53	事業契約書 (案) 別紙5	支払方法(サー ビス購入費C- 1)	48	4	(3)					「サービス購入費C-1の月当たり額は、支払予定額を指定期間の月数で按分して求め～令和4年度第4四半期については3月のひと月分のみを支払う。」とありますが、第2回からは支払い回数が60回であることから、各回(各四半期)の支払額は実態に合わせ、15年間180回の元利均等償還方式で算出された金額(月当たり額)の3か月分ではなく、15年間60回の元利均等償還方式で算出された金額を支払うという考えでよろしいでしょうか？毎月180回按分払い金額(180回元利均等償還による毎回金額)の3か月分合計で算出される金額は、毎月の元利払いを前提としたものなので、3か月に1回支払いの本事業に適用することはできないと考えます。	ご質問内容だけでは分かりかねますが、第2回から第61回は、元利均等で、すべて同額となるようにしてください。 なお、具体の計算方法は、選定後に金融機関等のお考えも含め、協議により決定します。